

# 定 款

平成 11 年 5 月 27 日改正  
平成 12 年 2 月 21 日改正  
平成 13 年 2 月 16 日改正  
平成 13 年 10 月 1 日改正  
平成 14 年 2 月 22 日改正  
平成 15 年 2 月 14 日改正  
平成 16 年 2 月 13 日改正  
平成 17 年 2 月 16 日改正  
平成 18 年 6 月 14 日改正  
平成 20 年 6 月 17 日改正  
平成 21 年 6 月 17 日改正

パナソニック電工インフォメーションシステムズ株式会社

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、パナソニック電工インフォメーションシステムズ株式会社と称し、英文では、Panasonic Electric Works Information Systems Co.,Ltd.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理に係わるシステムインテグレーションに関する業務
2. 情報処理サービス並びにコンピュータ・システムの管理・運営
3. コンピュータ・ソフトウェアの設計・開発および製造
4. コンピュータ・ソフトウェアの販売、リースおよび賃貸
5. コンピュータ関連データの作成、および入出力業務、並びに同データの販売、保守、および賃貸
6. 情報通信関連機器並びに関連機材の販売、およびそれらに関するソフトウェアの販売
7. 情報通信設備に関するシステム設計並びに施工、および保守管理サービス
8. 情報通信サービスおよび情報提供サービス
9. コンピュータ、事務機器およびそれら周辺機器の製造、販売、リースおよび賃貸
10. 電話関連機器・設備、およびそれらに関するソフトウェアの販売、リースおよび賃貸
11. 電気工事、電気通信工事並びに消防・防災・防犯工事に関する企画、設計、施工及び監理
12. 内装工事に関する企画、設計、施工及び監理
13. 製版・印刷・製本業および印刷物の販売
14. 労働者派遣事業
15. 前各号に関連する調査、研究、技術開発、技術指導、教育およびコンサルティング業務
16. 前各号に付帯または関連する一切の事業

### (所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

( 単元未満株式の買増請求 )

第9条 当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。)の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

( 株式取扱規則 )

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手續等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

( 株主名簿管理人 )

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

### 第3章 株主総会

( 招 集 )

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

( 定時株主総会の基準日 )

第13条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

( 招集権者および議長 )

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に欠員もしくは事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

( 決議の方法 )

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

( 議決権の代理行使 )

第17条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

( 取締役の数 )

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  
前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第22条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。  
当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集の通知)

第24条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。  
取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。  
当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  
前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。  
監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。  
当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に掲げる金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集の通知)

第33条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発するものとする。  
ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。  
監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。  
前項のほか、基準日を定めて金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 剰余金の配当によって交付される金銭（以下「配当金」という。）が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。なお、配当金には利息をつけない。